

（車体）

第66条の7 特定小型原動機付自転車の車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

- 一 車体は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、特定小型原動機付自転車の周囲にある他の交通からの視認性を向上させるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものであること。
- 二 車体の外形その他特定小型原動機付自転車の形状は、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。
- 三 安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し告示で定める基準に適合するものであること。